838
12
87

国立国会図書館　　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87

ガラス使用

家忠日記追加 巻之二十一 自天正十七年 至同十八年

根岸信輔氏寄贈
昌山文庫

天正十七年己丑 一日江城ヘ登城 此日出雲守忠朝御使トシテ 台徳院殿ヘ 年頭ノ祝儀ヲ述ラル 其後例ノ歳ノ如ク 一ノ丸ヨリ諸国ノ大名衆 登城アリテ 御盃頂戴アリ 二日天晴 五日東国及ヒ国々ノ大名衆 歳ノ賀ヲ述ラル

除之

一去ル四月十二日 羽柴筑前守秀吉 関白ニ任セラレ 将軍家従三位権大納言ニ叙任セラル 此日御目録ノ内 御国替ノ事 其外諸国ノ儀 御定メ有リ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

一肖御法度書　上意之事　若国ニ不可置事
一各抱来候侍之中ニ為報連報害人ニ候ハヽ
ニ而も本ニ抱来候事
右條々於背之輩ハ速ニ可被処厳科者也
寛永十七年正月十五日

浅野長晟
池田光政
加藤忠広
細川忠利
毛利秀就
鍋島勝茂
黒田忠之
島津家久
松平忠直
松平忠昌
松平忠雄

七日　大神君遠忌ニ候ニ付而
御ニ而遠国中ニ御帰府
御ニ而遠国中ニ御帰府
十日　板倉内膳正
十五日吉良上野介
九日　松平
十日　松平
廿日　大神君遠忌ニ候ニ付而
御ニ而遠国中ニ御帰府
廿七日　松平
廿九日　松平

ニ上病ニ新しけ 上野ニ遣候て 大神君より上使以病
を訪ハ病は勿也ヤ又牧野傳兵衛程摩ニ存候以病中ニ
所望也ヤ薄田病気快気ニ依て牧野程摩
駿府ニ所ニ

二月小

二日 大神君吉田ニ着御 三日遠州二川ニ至し山中ニ付し
玉て浜松ニ着御 四日中泉ニ着御 五日田中ニ着御
六日駿府之城ニ入り玉ヤ

三月大

十一日 台徳院殿江戸以御出遊駿府ニ赴せ玉ヤ
十七日 台徳院殿駿府ニ着御 廿五日
大神君 台徳院殿以駿府之城ニ於て猿楽あり
廿六日 大神君小倉以帰 台徳院殿ニ進せらる

四月大

二日 大神君 台徳院殿と御密談以被引見人を以申事
不得 九日本多民部少輔忠高卒去 三十五歳 十日
台徳院殿江戸ニ帰玉ふ為駿府以出玉ヤ
十九日佐竹右京大夫義宣卒去 二十八歳 廿日松平民部少輔忠直
卒去 廿五日廣橋大納言兼勝 勧修寺中納言光豊
二人し伝奏者て日来月廿日天皇し子ホ折らる是権
美ヲリ依て 林和泉守来ヤ 大神君し曰ニ官位以賜り
事久し宜る千本折り 台徳院殿ニ以伝し来

五月小

一日法式五ヶ條ハ戸隠山ヨリ始ル

戸隠山法度

一顕光寺三院ヒシ高低不倫更ニ修復セシム
但往昔再興之砌ヨリ仏山高低老一代之間拵
事

一往古ヨリ雖為本坊宝具月行ヲ以テ順番ニ
法会遂執行ニ寛怠ニ及ヒ顕光寺中事
一為年行事院坊職抱持ニシテ一切ニ為棄置事
一寺役勤行ハ不論僧俗ニ遂ニ勿論大切
事付事

一院坊惣連署ニ而堂舎ニ雖為
造営事

右條々堅可令守此旨也

寛長十七年五月 日

十三日蒲生秀行卒ス年三十五歳
門ヒ氏五月除ハ東國ヒ三河守ニ始ル

豊臣家法度

一不及三拾年ヒ修理ヲ成就セシ寺院不可法度事
一不過三十年修理ヲ加ヘ石ヒ法度事
一寺中造営ニ悪比丘ヲ作山ヒ不可許容事
一被江戸ヒ度ヒ不慮五年ヒ修理ヲ成ヒ可

一 妙應寺事
一 許容不可遠背本寺之法度事
右條々堅可被守此旨者也
天正十七年五月廿八日
妙應寺
龍德寺
大圓院

六月小
廿七日安国寺恵瓊為御使下向
伴天

一 水役宇土表三百所之内
宇土ゟ弐百所許伴天寄子
一 信濃国境目松本ゟ
中筋事ニ世忠甚兵衛
一 松倉国百姓令国替之
圓ニ而者無之
事

一 永中許伴国許ニ弐人
ゟ之間ニ
一 八代城代之事
地ゟ之ニ許伴不

昨廿六日久右衛門盤江無之馬人ハ無事ニ
て為立城事
一、右馬元知行ニ事ニ候ニ付而ハ
城廻ニて御渡事
　付而ハ来ル子九月馬ニ糸付候而
上ハ知行切米扶持方ニ而ハ
城廻ニて御渡事
　右馬元ニて御渡事
一、加藤右衛門事肉物城代ニ
南ニて御渡事、有之ニ候ニ付
子九月帰事
一、加藤美作守知行三千石ニ而
ニて御渡事
一、指庵儀知行ニ事ニ候ニ付
為加増千石ニ而ハ不ニ而ハ
知行物成ニて所ニて
右傳ニ而ハ
仍如件
　寛永十七年
六月廿七日　秀山吉書
　　右衛大炊助殿
　　酒井雅楽助殿
　　本多佐渡守殿
仍如件

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

かた大[illegible]
かた大[illegible]
並川伊[illegible]
下川又[illegible]

九日九鬼志[illegible]
大神君[illegible]
此月門[illegible]

八月小

六日制法[illegible]
一[illegible]
一[illegible]

小老[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

一年ニ数多来ル御林竹割也自然数多来ルニハ一切ふ
て売之事
右之趣江川内江急度可申付候此旨被
仰出者也仍執達如件
慶長十七年八月六日
十三日　大神君瀬名川ニ漁猟し玉ふ此日池田輝政
病気本復ニ依て駿府ニ来候て
大神君より本多上野介正純ヲ以して病中之労ヲ
問せ玉ふ翌日輝政城ニ来りて　大神君ニ謁して今度
まミ病快気ノ悦思召し旨　台命ヲ以蒙り御盃ヲ賜
御前ニ候事良久ク退出して　廿三日池田輝政江戸
ニ到り　台徳院殿より土井大炊頭利勝ヲ以して病
後遠来しけるヲ問せ玉ふ　廿三日輝政江城ニ登りて
台徳院殿ニ謁して時服銀ヲ賜ハりて倍物備前正宗馬
ニ之ヲ下され松平ノ姓ヲ許し文ヲ参議ニ任せらるへき旨
台命ヲ以蒙りて退出して此日輝政ヵ宅ニ古田織部正ヲ使とし
て御茶ヲ賜ハり　廿七日輝政江戸ヲ出て駿府ニ
赴く
九月小
三日輝政再駿府ニ到り翌四日　大神君茶会ヲ催され
輝政ヲ召　輝政城ニ登り山名禅高有楽斎と相伴
列席して御茶会ヲ賜ひ其後ニ又座し席ニ謁しめ玉ふ

墨跡勅額御物ニ被
ニ於テ被差免許地ハ免許セラル
十八日薨逝奉送仕ル　廿七日ニ
興福寺ニ法式三昧ノ事ハ

興福寺法度

一坊舎幷ニ所領ノ私ニスルニ
一号旧檀那ニ方寺ニ裁判ニ
新発意ニ
一応法ノ如ク本ノ順ニ
在里ニ
寛永十七年九月廿七日

興福寺ニ
廿九日ニ
十月大

十四日法式三ヶ条ハ長谷ニ
長谷ニ法度

一福寺同住ニ
事

一坊舎幷ニ
一所化ニ

右堅ニ

十月小

二日 大神君御府内御立寄江戸に赴き給ふ 此日清須
ニ着御 十二日 大神君江戸に着御 十六日
大神君 台徳院殿御誕生中ノ末階 廿日
大神君江戸ニ出御 廿四日 将軍家江戸ニ着御

十一月大

三日 松平左近忠利ノ三男 松平右近将監同国吉田ニ城 今名邑三万石ヲ領ス 後嗣ナシ 依テ吉田ヲ
城ヲ松平民部少輔忠清ニ賜フ 後嗣ナシ 依テ吉田ヲ
召上ラル 忠利ノ婦人ハ四条五千石ヲ賜フ

忠利ノ弟 松平玄蕃頭清昌ニ賜ル 十三日 駿府ノ将
右ノ通シ仕奉ル多ノ仁ニ与ヘラル 今村掃部介清水丹後守
為ニテ武州ニ御指被ニ遣ス 井
大炊頭利勝 病気ニテ今村掃部介ヲ以テ 隠居
ヲ願ヒ奉ル 許容ナキニ依テ利勝ノ孫 甲乙ヲ以テ
言上ノ事ヲ云々 利勝ヲ召ス 二人ニ所領ヲ
書ヲ以テ時刻移サズ 利勝ノ深
通ニ仕ル 利勝ノ甲乙ニ許ス 書
ヲ以テ御礼申上ル 大神君此事ヲ
台徳院殿ヘ

[illegible]ましき旨　命ぜられ南都三会衆人
入て宝物を盗む事院中従院の林院を
盗取しを尋ねられ従院福寿院共に
三院盗賊を修行せず盗賊を宝物を
三院に隠置せしと三会共に申す
其上例を住持して南都衆徒
連署又会中し宝物を没収の事
台命にまかせて永井信右衛門尉直
連署五師三会にて宝物
大神君江戸し城を還し入玉ふ
今村掃部助清を再度の
江戸より帰陣

西しおもてより　大神君　台徳院殿両君を祝
せんとて御参詣の衆多く今村掃部助清
を始め御家人ども城より下馬して列座
ありしかば城より御酒を下されける
三献にて引取ける

十二月大

二日　大神君御産所より江戸へ御出
途中にて御小休　十三日葉栗仙洞宮御参詣
十五日　大神君御産所し城へ入玉ふ此日黒田
筑前守長政朝臣参候始て

大神君より御使
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三郎ニ家督ニ仕テ　此子三浦五九郎門尉ヲ
男亀千代　大神君ヨリ台命ヲ以テ三浦ノ名跡ノ古井
ヲ太郎ト号シ　（古井太郎ト号ス母ハ古井大炊助ノ女ニテ今ハ母ヲ母シ此ノ如ク古井ヲ名乗ル）
ヲ元和九年再ヒ元ノ三浦ニ仕ヘ
此子江城ニ始テ国ヘ人質ニ
来ル　此子　台徳院殿ヨリ古井ヲ
シテ殿前ヨリ召ス　大神君ヨリ御
大神君ヨリ黄金千両ヲ賜ル　御
台徳院殿ヨリ御刀ヲ賜ル　諸大夫ニ
仰セ列ラ仰セラレ
ル　大神君ヨリ御使ヲ
以テ八百石ヲ古井ニ賜ル　御使
午右衛門尉長蔵ヲ
（七十四歳）

一日　台徳院殿御使ヲ以テ殿前ヲ
ヘ来ル　此日美君大夫ヲ召馬ヲ以テ
来ル　七日　大神君田中ヨリ
右衛門佐江戸ヨリ来ル　台徳院殿ヘ
ヲ以テ　台徳院殿ヨリ
ヲ以テ御使ヲ
ヲ以テ御使ヲ
池田藤四郎ヘ
物ヲ下ス　時ニ御招
廿五日池田三九郎門尉藤四郎ヘ
辛ヲ賜ル　大神君　台徳院殿

白銀百枚ニ為ル

二月小

一日於平右門依患之任五位
造廃寺ヲ守(三歳)　廿八日関東天台宗諸法度
毎条ニ為ル

関東天台宗諸法度

一ニ伹ヤモ寺ヲ不ヲ住持事

一非器ヲ以テ事ニ仕ヘ所化ニ被ル与ヘ法流ヲ不ル可ラ
ス随時宜事

一為ニ本寺ニ違背ヲ不ル可ラス事

一ニ諸関東本寺ヲ以テ末寺ヲ門室ニ不ル可ラス事

一於ニ末寺ニ違犯ニ仍テ処ニ罰ヲ又於ニ山門ニ押ル之許
容ヲ於ニ末寺ニ不ル可ラス事

一所化衆法儀所ニ学ヒ意ニ随ヒ二門下ニ事

一門室ニ学ル之別ニ寺院ヲ不ル可ラス事

右堅ク可ル守ル之状如ヲ件

寛永十八年二月廿八日　　喜多院

三月大

一二季居ル事堅ク停止之ヲ商人ニ令ル売ヲ

右之事又者百姓おゐて喧嘩一切
先規仕来之外勘三居ゟ四郎
一於町中自然大事出来之時者
合事

一寺院ゟ之もの使者ニ而ハ
一門主ゟ之ハ
一ハゝけ之もの何ニ而も
あみ笠ニ而ハ
大慈ゟ被遣ハ
寛長十八年三月日
五月大

一日尚山依検使ニ而印ゟ三宝院
末山ゟ山伏ニ而真言ふ得度
宗旨者 佛法祈令執行
自今ゟ後堅ク可申付
寛長十八年五月廿一日

三宝院

依検使ニ而末寺ゟ本山ゟ山伏ニ而
末寺入峯尚山本山ゟ別之役ふ
ニ而ハ自今ゟ後堅可申付
知之也
寛長十八年五月廿一日

三宝院

六月小

六日　台徳院殿御法事ニ付御門跡御参向ニて
其為御馬ニ被召候ニて御供
大神君ニ御名代ニ被仰付候ニ付
江戸ニ罷下ル
武家ニ利生（薙髪故）
公家ニ法度
公家衆ニ
公家衆法度
一公家衆ニ学問ニ
十六日制定五ヶ条ニ
公家衆

一不寄何事ニ
武家ニ之儀ニ
禁中ニ
御用ニ
一書物ニ
御用ニ
一書物ニ
御用ニ
一公家衆ニ
一公宴ニ
下把ニ
右條々
勅許ニ
勅許ニ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

廿長十八年六月十六日
　勅許紫衣之法度
大徳寺　妙心寺　知恩院　知恩寺
浄花寺　泉涌寺　栗生光明寺
金戒寺
右住持職之事　本末成
　寺号之名跡之上入院之事　并法度
廿長十八年六月十六日
　　廣橋大納言殿
十九日一尾より通信五位下之勅使
七月大

九日大久保石見守　男右十郎
廿四日廿五日死る　後嗣之儀
罪一条　廿三日御法度　背法度
　　掟
一石清水八幡宮并生川為奥地上下分地下人ゟ
　之制禁事
一安居之神事為地下人ゟ
　田舎ゟ被招之　并他所
　田舎ゟ被招之　并惣寺
　　之儀事
一地下人ゟ所職事　権現
　之事
一教化禁制之上自然被背

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

廿五日有栖川宮薨　廿六日神葬于
台徳院殿此所ニ未詳　廿七日
大神君江戸ニ入玉ひ此日大久保治右衛門尉忠佐秀
尉嗣子ともに城地を召上らるゝ沼津城

十月

八日坂倉新馬ゟ注進長脇指田左衛門国制
作ニて有ニ新馬ゟ脇差也依ニ富田
の書ル左門ゟ伯母ゟ
江戸ニ行ニ富田ゟ注進ニ依て
到ル江戸ニ着ゟ事ハ石河甚三郎
為ニ富田ゟ家臣ニ一人質ニ捕て坂倉伏見ニ
昔く之人ハ富田抱ニハ歟ゟ　大神君ゟ
御令ニ曰吾将軍與奪し玉ふ天下し
将軍ゟ許ゟ
子月ハ稲ル左門ニ立所歟ゟ
ル事ハ悟ル落ゟ城ゟ出て
化く富田ゟ書ル左門ゟ伯母
富田ニ知セて
ハ左門ゟ送ル京都ニ町人門通ル
ゟ左門ゟ同ニ
ゟ彼ゟ書ハ持参りて
ゟ新馬ゟ許ゟ
ゟ新馬ゟ許ゟ

家る医一号子供死て後家
江戸ニ下ル 台徳院殿ニ仕ふ于時
大神君も江戸ニ御在城也依し 与君板倉及富田
君ニ其祝ひ申ス 君信安 君ニ御目見ニ
御論被仰渡て 富田國制ニ背
其仰ニ応ぜさるニより 時ニ板倉憐中
より富田ニ書しニ御赤ニ 富田
腹書して子細ニ不知て雖書し
ハ死くして 御ニ逆ニ 富田ニ御ニ
当惑ニ及ニ 左門ニ犯ニ
ニ 領知ニ没収ニ
人ニ 左門ニ捕ニ 禁獄ニ 時ニ
不知ニ 左右ニ相拒ニ
ニ 御赤ニ 用意ニ
送らしむ 左門ニ 中ニ
ニ 獄ニ 迫ニ 奥ニ
副ニ 不ニ 平ニ 刀ニ
大放ニ 左右ニ 左門ニ
左右ニ 捕ニ 御ニ
大神君江戸ニ 本城ニ
ニ 大神君ニ 御ニ

十一月大

十九日　大神君思召ニ而生玉之御
旅館ニ而　廿日　廿一日　逗留
廿二日　大神君江戸ニ入玉ふ　廿三日
廿四日　廿五日　廿六日
十二月大
三日　大神君被為入玉ふ　其節馬物之儀門前
稲毛三右衛門此所ニ而三日御滞在
大神君中原ニ而御昼休　此日人々江戸ニ
て大久保お拵ニ而忠隣ニ対面之事
大神君ニ而多佐波ニ而正信ニ御逢
十三日　大神君御発ニて又江戸ニ御城ニ
入御

しらすニて稲毛三右衛門ニ而昼休
憩被遊　十四日　大神君江戸ニ入御之
十八日　御祭礼　十四日　帰路ニ移り玉
十九日秋月長門守種春　于時十四歳後長門守ニて
西之丸ニて御目見　大神君ニ御
江戸ニ而城ニて始て　廿日秋月種春
大神君越谷川越ニ而　台徳院殿ニ而
お拵ニ而御休　此所ニ而　家門及西国ニ
郷法ニ制禁ニ而　廿八日　金せんニ而
大神君江戸ニ入玉ふ　此年遠田筑
此年井伊掃部頭直孝　植村右京亮

伏見にし城代たらしめらる　台徳院殿安藤對馬守
重信は君のそば馬来民部少輔中にして元服をき屋
させし右は　命下せしめ重信　鈞命以て馬に乗る馬
別城よ飛ひて元服し從五位下に叙して
台徳院殿御指示以偏をゑ以之ゐる御前に出り
于時對馬守重信奏者として伴禮をて右衛六位補
ひにちまて西きし右は其趣を　御筆し字は偏る岩戸補
忠にと号して御指物を忠以六位補に偏り　此年今岩
重頼從五位下に叙し長門守に任し　松平文四郎
重成從五位下に叙し志摩守に任して　此年松平
半四郎重則後内膳正と号し又大隅守ともいへり　台命以其趣を常務既

とうり河於四郎五郎正之盟使（偕よりてみ日付となる）と成て伏見にし
城よ赴く　此年家別岸和田に城主小出播磨守吉次
卒して（四十九歳）　山口但馬守重政御鳥等以其趣を武州入間
郡に旅居して　此年安藤對馬守重信を上州高崎結城よ
移於偏二万五千石舊地合て五万石偏り

家忠日記追加巻之二十一終

家忠日記追加巻之二十二自正月
至長十九年甲寅正月 (表紙)

一日 台徳院殿 大神君ゟ御使ニ而
二日 秀頼落田等人〻使ニ而
台徳院殿 大神君ゟ本城ゟ
七日 大神君葛西ゟ御
名御 九日 大神君東金ゟ
大神君又ゟ葛西ゟ 十七日
御成 廿八日 大神君江戸ゟ
さし吉利支丹し法ゟ禁ゟ
此日最上出羽守ゟ

如之ら　廿一日安芸守馬ら江戸ニ而本多出雲守ニ逢候処ニ而長左衛門殿ニ而松平越中守殿ニ而ハ今ら大久保忠隣小田原ニ而城ニ而話ニ而ハ無之　此日　大神君江戸ニ而神奈川ニ而御　廿二日　大神君右ニ而御　廿三日　大神君中原ニ而御　廿四日　大神君小田原ニ而御　廿五日　大神君台徳院殿小田原ニ而御逝去ニ而ハ無之　大神君ハ江戸ニ而御逝去ニ而ハ無之　廿七日　大神君小田原ニ而出ニ而ハ無之　台徳院殿江戸ニ而御逝去ニ而ハ無之　大神君ハ江戸ニ而御逝去ニ而ハ無之　廿九日　此月松平伊豆守ニ而ハ無之

ら婦子忠國江五位ニ而ハ無之

二月

二日大久保加賀守忠隣江戸ニ而ハ無之　直後ら伏見ニ而ハ無之　忠隣ハ二男右京亮教隆三男主殿亮常住武州川越ニ而ハ無之　忠隣ら暇ハ無之ニ而ハ無之　又忠隣ら遺跡二男ニ而ハ無之　三日　大久保加賀守忠隣ハ元和三年ニ而ハ無之　教隆ハ寛永二年ニ而ハ無之　常住ハ寛永五年ニ而ハ無之　二人ニ而ハ無之　免許ニ而ハ無之　三日　浅野但馬守長政江戸ニ而ハ無之　大神君ニ而ハ無之　十四日江戸ニ而ハ無之　大神君ニ而ハ無之　御事ニ而ハ無之　御合ニ而ハ無之　連署ニ而ハ無之　起請文ニ而ハ無之

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

起請文案書

一年寄 両御所様御傳受承候事

一雖為親子兄弟 両御所様御為ニ不宜事

又子ニ不通仕事

一公事批判御取上ケ被仰付候節 無贔屓無依怙

雖為親子兄弟分ニ依怙仕間敷事

一於評定所ニ批判お仕し時立ち入候儀

通者勿論不お殘ニ申出事

一於御末ニ 御意聞候ニ 作付ケ義ニ

ニ於他ニ余人ニ 作付ケ義ニ

当者ニ他ニ当仕ニ当事

一知行所ニ仕中合一味仕ニ

一肖 上ニ当者ニ知行所好ニ

事

一常中武肖御法度ニ武員ニ倫濫被仕事

悪事ニ当者ニ 御耳ニ立ニ

ニ仕 作付事

右ニ條ニ於お肖者

元長十九年二月十四日 両田六四郎

栄清 島吉清

井上主計頭
水野監物
安藤対馬守
土井大炊頭
酒井備後守
酒井雅楽頭

十八日寺院之印状浅草寺江被下

一 当寺領五百石（此内二百五十石別当分院領衆徒）事

一 寺中之器量依其仁可居住同寺院明屋敷之相抱事 付諸式法度ニ不随寺務下知并役儀遂之輩至怠慢者可為放坊事

一 山林竹木門前屋敷等如先規諸役可免除事

右任慶長十八年三月十三日先判之旨永不可有違失者也

慶長十九年二月十八日

武蔵国豊島郡 浅草寺

十九日於本丸[illegible]（四十歳）[illegible]源次郎[illegible]台徳院殿ニ而[illegible]御馬[illegible]草物[illegible]城[illegible]各草物[illegible]廿二日[illegible]右衛門尉阿波国[illegible]此地ニ[illegible]

三月大

七日 高山右近堅く吉利支丹の邪法を守り依て西洋国を追放す 此日五岳し僧侶 令乞食徳院殿右大臣に仕へ 来 十三日法式五箇条を西楽院に授る

之

一 学文事勿論たるべき事

一 大山寺の外三千石并山林境内寺家の事

一 衣服多少倹約を専とし其人事に応ずべき事

一 組頭為たる者は兼て西楽院に対し無礼なき様に心得べき事

一 被一列之事 法度を不守中出来 右之通此旨を以也仍如件

寛永十九年三月十三日

西楽院

廿六日 大神君御営中に於て信長公を西楽院 筆相承候 秋楽寺 西楽院

四月大

三日朝日 色相如し 五日 海辺に奥州海辺に奥州 ような亀を獲 最大なる 亀甲如し 尾三尺なる大鼈あり 亀を 年二十 年八十 尾三尺なる亦 六日 霜降る 冬天の如し

廿日 大神君 勅使ヲ御宮中ニ召シ樂ヲ
奏セラル 勅使 台徳院殿右大臣ヨリ仕シ奉ル綸旨ヲ
ハジメ江戸ヨリ諸侯ノ賀ニ預ル奉書ヲ
読別シ牧伯ヨリ 命ル江戸及ビ二条ノ留守
廿六日小雪原右馬門佐信之ニ平ヲ
五歳

五月小

五日 台徳院殿ヨリ御使酒井雅楽頭忠世
八日酒井忠世 大神君ニ謁シ 右大臣ニ任ゼラレ
台徳院殿 大神君ヨリ白銀三千両ヲ賜ハル
大神君ヨリ刀脇忠世ニ賜ハル 廿日本田利長 板中納言
利勝 逝ス 此月池田輝政参内スル事例ノ
如ク

六月大

六日妙法院宮 青蓮院宮ヲ御宮中ニ
テ召待シ給フ 廿日妙門 青門ノ諸侯
ヲ城ニ會シ猿樂ヲ見セシメラル 廿日山科言経卿
亜友 汐会ヲ奉テ吉利支丹ヲ制ス
出ス 紀伊國長吉ヨリ起ク

七月小

廿日 酒井中納言雅楽頭 大神君ノ御前ヨリ
陳氏物語ヲ講ス 此日洛内大佛造成ス供養

始ル 大神君ヨリ湯ヲ下賜ス 利長
ヨリ信ヲ下問ス 池田輝政参内ス

六月大

六日妙法院宮 青蓮院宮ヲ御宮中ニ
テ召待シ給フ 廿日妙門 青門ノ諸侯
ヲ城ニ會シ猿樂ヲ見セシメラル 廿日山科言経卿
亜友 汐会ヲ奉テ吉利支丹ヲ制ス
出ス 紀伊國長吉ヨリ起ク

七月小

廿日 酒井中納言雅楽頭 大神君ノ御前ヨリ
陳氏物語ヲ講ス 此日洛内大佛造成ス供養

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

以約れんら為秀郷し如人ホ之
導師ハ三宝院妙法院し寺門
ホ那系も秀郷も鴨ホ東山ホ
侍ホ伽ホ侍ホ片桐市正ホ元ニ得
う書所し大佛殿し跡ホ和夫将軍佐一位尭侯射原
朝臣ホ康公ホ国ホ安康し文　大神君し遺ホ
康ホ也ホ勢り系今日供ホ
以ホう佐し此日供ホ如ホ

洛陽大佛建跡

欽惟　豊國神君昔ホ手掌善ホ
施仁政内歸佛乗ホ故天正十六戊子春之三月ホ

暮蘭陵武帝之大像瞻頼　寛長七年歳月初四不幸疫癘
矣九歳髪令歯之顆ホ不歎惜焉
時寧信一位右亜
相尭朝臣ホ康公謂　正二位右亜
相尭朝臣ホ秀頼公ニ曰舎那梵刹者　豊國し剣
建也不幸而有変也不能遠憾焉
志乎　右亜相曰盛哉此言憑茲ホ
東市正豊臣且元再建舎那　寶殿始于慶長七年
成慶長ホ已矣迷暴其功者以　大樹鈞命無監
右亜相志頼不淺也童子取ホ之鉞猶切用不可測

匆又過長者金之制寸其佛身也高德因緣之受
用身華嚴先上之教主也其土處舍那華上大
釋迦華中小教迦一華百億國一國一釋迦
周匝之為主伴音聲無邊色像無邊之相好不移
步而見東西交忽眾成報上者手其宝扇也
公輸削墨郢工運斤嫉峨棟宇高耒雲之上
璀璨玉礎隱微黃泉之底千櫨萬栱
大椽絡繹其上編擴焜燿雕棋玲瓏階墀疊石譚
鳴風壁門觀四面詭都史夜磨子忽現下界性
逢島灩已五人間人天鬼神所共瞻禮寔天下之壯觀
也緬懷菴設那爛陀大刹甲于西域嘉祐河遶多大像
寔于東震亦風猶五下矣加旃欲涛梵鐘以備晨昏
金銀銅鐵鉛錫白鑞積如丘大山宦治工老肩而雲
集營奔命時奪露氣已設萬鈞供鐘一時新成矣周
礼所謂于鼓鉦舞角旌旄豪無一不備焉者亦備
世梵王下降涛祇桓金宝拘留孫迄石宝諸佛出
興亦不多痛矣宝者得而起上廢
後急之即必鳴之以警之所謂寤法音之制莫
先於宝施九建寺安宅必先必至之恐又擢折腦毀屋
伏魔外三寶為之誓明諸天為之擁護扇寶吃王勅
輸頴宮南唐李王累械忽脫雲門七条德山下堂
其妙用不可勝計矣宇一声上徹天宮下震地府雷

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

敬愛延喜之治徳慶利生使人天幽明共九耳根清淨
以證入因通三昧其施不亦博乎今案異以之捴者宝
樓祝曰仰冀

天子萬歳　台毫千秋鉄曰

洛陽東麓　舎那道場　横虹畫梁　鐘宮瑤殿

參差萬風　崔嵬長廊　珍龍八面　煜耀十方

境象兜夜　利甲交楽　新鐘高掛　雨音千種

響應遠近　律中高高　十八聲備　百八聲忙

夜靜畫晴　久接晨香　上界周宮　遠寺知湘

東迎素月　西送斜陽　王舎城地　豊山降霜

告怪於漢　救苦於唐　雲異惟夥　功用無量

所庶幾者　國家安康　四海施化　萬歳傳芳

君臣豊樂　子孫殷昌　佛門柱礎　法社金湯

奕檀之徳　山高水長

皆慶長十九甲寅歳孟夏十六日

大檀那正二位右大臣豊臣朝臣秀頼公

奉行所　前住東福後住南禅文英清韓書

大神君し御守護ありて

始り玉ふ如く弥々元和改元に起しめ

陳謝せんと欲す相扶府君

大神君し御憐

以恐て有中に入事ハ石清水八幡宮
御ふ秀頼し母堂淀殿并ひろ君
母儀尼公永井信濃守ハ使として被遣しむ

八月大

六日金地院江心ニ命ス大義一覧ハ辞ス錫しめ栗
十三日南蛮人来朝綠青綿ニ万物ハ献ス暇
台徳院殿命ありて安就四帝五帝正之倫ニよる
ものとて筆使
ものとて肥後国ニ赴く

九月小

一日阿蘭陀人来朝る綠木綿及毛氈ハ献ス
五日法式三ヶ条ハ元明寺ニ掲ル約諾ハ

法度

一上野国群馬郡天台宗榛名巖殿寺ハ天下
安全御祈禱毎日之僕者ハ毎月ニ参礼ハ可致
退転事

一山中住居之者ハ学問ニ別而可被下事ハ言ニ
し門不ニ出ニ書事

一平ニ座社ニ於ハ会ニ造ニ営ニ之ニ於ハ
ニ右ニ茅ニ事不ニ可ニ及ニ修ニ飾ニ
寛長十九年九月九日

学匠
別当

元明寺
満行院

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

九日片桐且元駿府の城に到りて　大神君ニ謁し使
し意を秀頼に達して　大神君命ありて曰秀頼ハ将軍家と
婿父子なれバ秀頼得心に呈せハ吾何ぞ是に疎せん
ゝ秀頼母并し使二女も城を出て母并し一輪に献して
此約命に叶て心に安し　大子悦ぶ此日又且元安房守
忠義安房国に移りて大久保忠隣ハ縁者ゆゑに依て
なり　十一日片桐及二女暇を告て大坂ニ帰んとして欲時
二女本多上野介正純に就て　大神君ニ謁し　大神君し御直翰に請ふ
正純ニ云女等　大神君に謁見して二女に御旨に
ゆ何を直翰ニ及んや二女従て是に請ふ正純以事に
ふ得る　大神君に達して　約命ニ曰ちん旨二女ニ説

赴しめ直札をし　其旨に母并に告しむ　命せらる
二女是に叶て片桐ともに駿府に出て大坂に赴く
于時　大神君片桐に駿府に留めて宗伝長老
本多正純に片桐に　命ありて曰秀頼大坂に兵を集め
乱に倣し浪人を都鄙に其事を迷す事に止せんハ
将軍の如し必兵に帰ハん吾深く是に慈母の恩を思ひ
和親に相しむべきし旨に　命せらる片桐の曰是
天下の大事なり下として上に計る事に非ず浮沈
御旨に従ひ秀頼に伝んし再三固辞する雖
大神君従て是に　命せらるし又依て片桐以事に
浮を通て愚意に述て云秀頼母并に質としを

関東ニ下リ秀頼大坂ノ城ヲ避テ他郡ニ移ルカ
秀頼朝東国ニ下テ私ヲ請ハンカ是ニ三ノ外ハ無シ
御憤ヲ止ルノ思慮ニ無シ旨ヲ云是元思慮ニ及ナク申シ問答ニ正純ニ問正純此三事ヲ以テ云ヘ
申シ旨ヲ説ニ依テ是元承テ此旨ヲ陳達ス崇伝長老本多正純此旨ヲ
大神君ニ達ス 大神君ノ曰片桐カ言尤可也達ス
大坂ニ皈テ三事ヲ以秀頼ニ告テ交和ナラシムヘキ
シ旨ヲ令セラル片桐殿ヲ辞シテ大坂ニ皈ル時ニ
以口ノ辞ヲ二母ニ追付テ片桐 大神君ノ命ヲ以二母
ニ語ル二母殿中ニ於テ此旨秀頼ニ語ルヘシ旨
ニテ此難義シ三事ナリ依テ二母色ヲ変テ耳語云ク
吾殿府ニ至テ 大神君ニ謁シ玉フニ約令ヲ以テ

秀頼ニ悪意ヲ申シ御旨ヲ見テ敢此三事ナシ是ハ片桐
カ秀頼ヲ難テ 大神君ニ志ヲ通シテ我ヲ云ンヲ謀ル
事疑ナシト謂テ二母ノ語ニ北口ノ辞ヨリ御内ヲ以
片桐カ逆意ナシ旨ヲ大坂ニ告テ二母豊前鶴ヲ以疑ヲ
大坂ニ赴ク片桐ハ板倉伊賀守ヲ備テ後ヲ向キシ事
ナリ依テ路ニ赴ク二母大坂ニ皈テ片桐カ逆意ヲ告
ル秀頼ノ母甚大ニ怒テ大野修理ヲ召テ謂テ曰
片桐難義シ三事ヲ以 大神君ニ約シテ是ヲ片桐カ
大神君ニ志ヲ通ス秀頼ヲ詐ル此事何ゾ許スヘケンヤ
ンヤ所詮 大神君ト云ヲ絶ツ吾秀頼ト共ニ城中ニ
死ンド思ス不儀大野ハ素ヨリ片桐ト不快ナルニ依テ

母者として与る旨仰せ片桐且元に授けらる
諸将 廿日ばかり京を発し宿々を経て
雲高寺今度改号竜泉寺
赤佐七月三十五石三斗二升
也 寿山林竹末寺中門前
勅行修造等ありて懈怠なく
慶長十九年九月廿一日

宗山

廿三日片桐大坂より帰り城より乗物を
大神君し給ふ命ありて二廿七日所司
ふ遣はされ秀頼及母君淀殿片桐且元

母君仕奉りて片桐に謂て曰吾未だ見ずして雖
他人かしこも此度事ありて後より親しく
今天下大事こゝに方吉日を撰てまさに城を可
なりと説しめ片桐且元大坂に城中に教へて諫る処
片桐此儀甚だふかく母君に申て諫ると雖
秀頼片桐を城より召て大野治長
長門守に一に教んと後ち織田常真入道
盛ことに信も大坂より高野に秀頼片桐に教る度
々真入道に一に教し欲常真入道
曰片桐に教ざる前に東しまいらせ云ふ
云ふ甚だしきに秀頼も母君も常真

天満の宅にあつて石河伊豆守は居て此事は儀も石河
は片桐と縁辺して交好し友なり依て石河速に此事は
主従の者に告けて其後石河利賀なる者と山にまて登
石河遁竄ありに依て大坂中巷説紛々たりし
廿五日黎明常真入道か称て使はある片桐か家人
小嶋庄三郎射は真の天満の宅に招て今日秀頼
と母公片桐を悪る 大神君に御内通ありと謂
て城に召らしめ片桐を殺さんとの謀ありし此は密を
小嶋宮内に通して既に此事は片桐に告けり常真此事
は片桐に密通る後大坂は出奔る所に入皆秀頼し
母公片桐と見んとて城に召とて片桐病と称て出まて

使再三に及ふと雖片桐病を称して不往于時 大野修理亮
秀頼に謂て曰片桐将に謀叛を顕はす事は異ふ所なし病と
称して城に登らすして速に去る是以討ん秀頼是を
以許して片桐此僕は其宅地に集る故に大坂中
騒動す秀頼と臣等使は片桐の宅に来りて謂て曰
関東に与する惟時君は上元以来の事何しも不偕
きや片桐答て吾卿も臣下なり故に謀をなし城に
召既今日誅せられんとして其より君恩ひて来事死
如顧ることし雖然なくしては徳に叛せん事我是は然
然病故に依て遁走不て使者は侍ん事を欲して云
は其後を吾は討ん処と供より萄出し雅は免んか為

宅地ニ会ス集ノ諸府ニテ　大神君ノ
我ガ事ニ達ス義ニ及ビ友ヨリモ
大神君ヘ計リ置ラルヽ而已ニ
ラズ伝ヘ大ナル辞勤ニ
台徳院殿ヘ命ゼラレ而已ニ

十月小

一日板倉伊賀守勝重ヲ諸府ニ
ニ及ビ諸ノ訴訟ヲ聴ク　大神君此事ヲ
ヲ伝ヘ花園ニ会ス　大神君ノ
討ヘニ伝ヘラル此日片桐東市正
伝ヘ去ル事ニテ大ナル恩ヲ
地ヨリ時大家伝ヘ東市正ヨリ長子
出帯ス　ニ及ビ賢ク和
ル御厨ヘ迎ヘニ賢ク恩ヲ
徳院殿ニ於テ執
井伊掃部頭ヘ
誤ヲ以テ大ナル
ニ告ル保科肥後守正
ニ及ビ今祠ル
ヲ疑ヒ
ノ友ヨリ記ス
ヘ迎ヘ諸府
ヘ諸人
ヘ報ス

入しめ天満取揚し材木など城し堅く守護し海
深く陸戦し深く防戦して攻寄
猶予を許さず国々より注進追々に到来
し云報大坂より毎日の頼書ども
しむ依し大坂出来の事ども
使の大形御記元より
入し候也を以て御届申す処に
とかくしむ申さして万一大坂城堅固兵粮未成就
年内事不足なるべし百姓開東へ
此云報に驚き秘を伏見より
物急ぎ申して丹波国より
拒人し行相に候也を以て芝山小兵衛尉
て関東へ指遣す処に
門徒正複雑云菊亭父子
沸し高人今井宗薫に開東
に教くなる依て
も芝山宗俊に去年河内より
此者に付て芝山に接んで
もて元和二年に没落し
後内匠又此ごろ
利隆 大神君と参上
ク言上す

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

多羅尾半左衛門尉と云者書子に依て密く此年
二十九日にて尼ヶ崎に馳行建部か取は逃て先に米被
半に及泉堺に到り多羅尾半左衛門尉并之山此地ハ去る
事ハ不知今井宗薫之方に入赤尾内膳正模写云義
云士ハしして此所ハ為しむ堅く守護し士多羅尾か来事
ハ赤尾か本陣に告て謀ハ其ハ捕まへせんと欲す多羅尾か
を今井か家に於て大し騒ぎて自殺して片桐か軍に来
尼ヶ崎に至て淀海と和ハ後に建部か士本ハ残ろ曰
片桐ハ今取し長臣らの実来に告ハ通るとて雖二十人居
実来にして疑ひ門戸ハ閉て出て手ハ今せよと片桐か
云士不進退深に進ハ先ツ大坂の事と云ふ候者之仕て大野

終に元か家臣平野村云に信尉に子ハ是文吉と助等
ハ尼ヶ崎に到て中嶋に一揆北村半右衛門ハ桜て先よ
如し片桐か士平ハ攻撃せんとし後秀頼片桐ハ誅せん
と欲すに依て片桐大坂ハ避て茨木に古塁に入し也
其告ある依し　大神君大に怒らせ給ハしめて片桐ハ謀
と欲すを云ふ国ハ為しめんか為大坂に赴しめ玉ふ　三日
大神君ハ為に幕及白旗ハ　宰相秀利に賜て曰明
日尾州に供て出ハ出陣して出ハ　命せらる
四日　台徳院殿居国に至に　命ありて江戸に城を経営ハ
築しめ玉ふ雖大坂に出乱に告来て依て此儀ハ
止ムか往国に帰て軍用ハ整へ出ハ大坂に出陣を命せ出

台命に依て各城に物を飼ひ國を
神崎に戰て本村に拒んと欲て敵多勢にて
て利なく引退く依て丹に要害し地也とて退て戰
んとて一揆し云々に退て落ちう
人ホ片相に下知して攻大ばし
丹し江に入て片相ら云ふ方ちく攻ホし城る軍士皆僕ら方て約束
欲れども軍士皆僕ら方て約束
先陣に進ませて一揆し多勢
牧野次左衛門尉ホ云々に討し片相ら云ふ方ちく攻ホし城る軍士皆僕ら方て約束
十日癸卯大佐左史生昌安信
大神君ホ云々に軍て攻府し城ば先
此日ホ多美忠政勢列し軍勢に卒して
本名し城に寄て 十二日 大神君ホ云々に
大勢ら云ふ大ばし此所ホ本て大ばし城に入を
約束ば長久し欲て誰拒て城る方ちく攻ホし
今ば達て 十三日 大神君中納言ホ云々に
大神君浜名ホ云々に 十五日 大神君吉田ホ云々に
此日 台徳院殿秀忠代として軍列ば云々
御旗本約
龜田次右衛門 三枝七佐ら
御徒本約

小林清之助　　朱座ふやし助
多門修理亮　　安藤治右衛門
戸田七門　　伴右衛門
松田六郎右衛門

御使衆

小深権之丞　　青山善四郎
山田十左衛門　　朝比奈源六郎
今村喜兵衛　　近藤勘兵衛
渡辺半四郎　　村沢右馬介
清水和記　　都筑喜兵衛
諸岡真寿介

永田善九郎門
小宮山又七郎
小坂新助

内藤七右衛門
安部四郎五郎
石川又四郎
中川半兵衛門
秦松原主馬

秋山平右衛門
神谷與七郎

御用付

山岡五郎作
高木九兵衛

宿割

浅井六之助
須田次郎太郎
高田小次郎

御幕寄り

朝比奈喜兵衛門

荒川又六郎
山角又三郎

加藤伊織
木村源左郎

立花金十郎
市川友蔵門
芝川元次郎

芝山九右衛門
青山小喜兵衛門

中村勘ケ由
伴友新十郎

永井源兵衛門

国立国会図書館　　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87

ガラス使用

人数押之次第

一番　松平源四郎殿
　　本陣中納言
　　佐竹右京亮殿

二番　酒井雅楽頭
　　設楽甚太郎
　　水谷伊勢守
　　右馬大佐殿

三番　松平甲斐守
　　小笠原右衛門佐
　　仙石兵部少輔
　　六人衆兵庫頭

四番　松平右近将監
　　福原小五郎
　　仙石大和守

本多出雲守　真田伊豆守
浅野左京亮　松下石見守
彼岸大将軍

三番　秋田城介
　　神原遠江守　一色宮内少輔
成田靱負尉

四番　松平丹波守
　　丹羽五郎左衛門

五番　佐久間右馬允
　　戸井兵部少輔
羽柴秀勝朝臣　筒井伊賀守
高力左近

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

酒井雅楽頭
左方掃部頭
松平主水正
御使本
多佐渡守
主計頭正
同勘兵衛
郡須元
津金元

細川玄蕃頭
新庄弾正忠
秀島左近
本多大隅守
米田大和守
牧田能登守
曲利元
秋元越中守

寛永十九年十月十五日
幕府於阿蘭陀甲螺出入日江戸ニ而
し私ハ守て河列ニ撰ハ被し元文蓮庵ハ
蓮庵ハ守て元ハ幸て西海ハ四ツ別ニ書
本多上野介元純ハ同等ニ来候ら
蓮て 今ハ元日同心等ハ来て五
ら江戸ニ住て 台徳院殿ニ而
し蓮庵江戸ニ赴く 此月晋作
江戸ニ元宗小山ニ日参教ニ
是成ハ毎ニ蓮ハ家綱ニ元宗ニ
不ニ伝て大切ニ而ハ 大神君
為ニ来ハ是ハ和蘭ハ
通元事ハ作小元宗ハ

牧野備後守
松平伯耆守
稲垣主馬頭
秀島藤門

立花左近
日根野織部
黒谷右京門
芦田元

守
大

大神君　台徳院殿両君ゟ被仰和久宇八郎ヲ捕ヘ
令セラルヽ依テ御ヲ遣シ三河ニ趣キ海上ヲ警固シ
捕ヘ来テ三河ニ差置シ代官井出為友ニ
申付置シ処ニ和久宇八郎（大坂より御供和久宇八郎ニ同ジ）
大神君台徳院殿ゟ帝都ヲ警固ノ
為ニ十七日
十九日　大神君故鳥ニ乗御
狩ヲ催シ玉ヒ此日九鬼大隅守陣
新放村ニ於テ鳥ヲ陣ヲ陣ヲ張ラル
此所ハ海ヲ隔テ大坂ヲ
見ル路　台命ニ依テ大船五艘五十余艘ヲ
一大坂ヨリ川口ヲ拒テ往来
ヲ留ム　同日海路ヲ制セラル
ヽ為ナリ

一路次中宿ゟ木綿ノ事布ヲ
ニ付　浅之丞ヘ申渡ス
於ハ布使ハヌ事
一結使馬ニ乗候ニ所ゟ
乗事
一結使人馬ニ事又御定書
右ニ有之此分ニ
当長十九年十月十九日
廿日　大神君相国ヲ帝都ヲ
ヒ方ニ営ニ高所ヲ築ル

於てハ入候處ニ越候而も満足ナれとも早く上
度事ニ候ヘハ
書札ヲ通シテ院宣ヲ可許候ニ依而差上候様ニと候ニ付
召候御所ニ候ハ右ニ付何ケ処も無之候得共頓而ニ而も差出
馬ヲ召候共ニ而も江戸御下向ニ候也

十月廿日

夜ニ入和睦ととのふ

廿一日 大神君永原ヲ二条御 此日大坂ノ城より出御
出して其郭外ヲ自焼して 廿二日 大神君御帰京
二条御 廿三日 大神君ハ入洛此日
台徳院殿師ヲ帥て江戸ニ御進発者ハ暫神奈川

二条御此所より江戸之城ヲ落去清まらし 将軍ヘ御書
ヲ被下

今度当方中納言殿へ 城中ヘ出
へりて佐河井河内守を御使として御所より申遣
手前ニて両御所ヘ出候ハ諸法度ヲ堅可申
付候也

十月廿三日

越前少将殿

此度当方ニ於て中納言殿ニ付上ハ縦何様之事雖有之
城中ヘ出屋して諸法度以下万事相随
せしめ堅可申付者也

十月廿三日
酒井備後守とのへ
内藤若狭守とのへ
高木主水正とのへ
朝倉藤十郎とのへ

今度留守之義申付上洛事達之通以不敬候
法度之下知之節付給之最上家宮命伊之
人数并米津勘之衛嶋田六四郎まても有之
之作出以違背有之人々きり宗之相請等
趣入念可申付者也

十月廿三日
鳥居左京亮とのへ

今度留守之義申付上洛之鳥居左京亮米津
勘之衛嶋田六四郎まても被仰しめし念入可申付
者也

十月廿三日
最上出羽守とのへ

此年之行先列し　今日在京て　台廟より先令支度
之去乃又之備ヶ場に并て伏見及近し古里宮ルより
手後之行陣に任すよ此り　廿四日
大神君し御宮中よ　勅使来り　広橋 西三條　皆日
台徳院殿并御尊牌之御降従大蓮逵菴此時よ至て

台徳院殿より御使 今井左京亮
台徳院殿小田原より帰陣 此日 大神君御書給
蓬庵より御使
今度此表御陣より事入精し候満足に候
内書をも御与之事也
十月廿五日

蓬庵

廿六日 台徳院殿三河より帰陣 此日有馬玄蕃
頭河内より帰陣 大神君令参府
先陣之忠として和列し軍労ねぎらわる 廿七日
台徳院殿より御使 此日和列し軍労

国府より参て高虎を陣よりかえす
途中より高虎をよびかえす小山
近辺に於て大国府より帰陣 台徳院殿賀川
二ノ御使 此日書状 廿八日
書状今日賀川にて相見候
思召は浮ともに大軍召連帰陣
と悪感の等り候 人数は後より引率
り成次第と之事 大西来二日三日頃に
て為上洛間 我上洛と
御使に成ぬ 大坂に召寄之事
是も其ことく 此度なし事也
十月廿八日

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

838
12
87

C1

右堂和尚ゟ
同日ニ虎越ニ而大和ニ国ゟと云ふる迄ニ山峰を
廿九日 台徳院殿吉田ニ而御卜
仕候ニ而ハ無之ニ付野ゟ陣ニ而漸ク

家忠日記追加 巻之二十二終

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

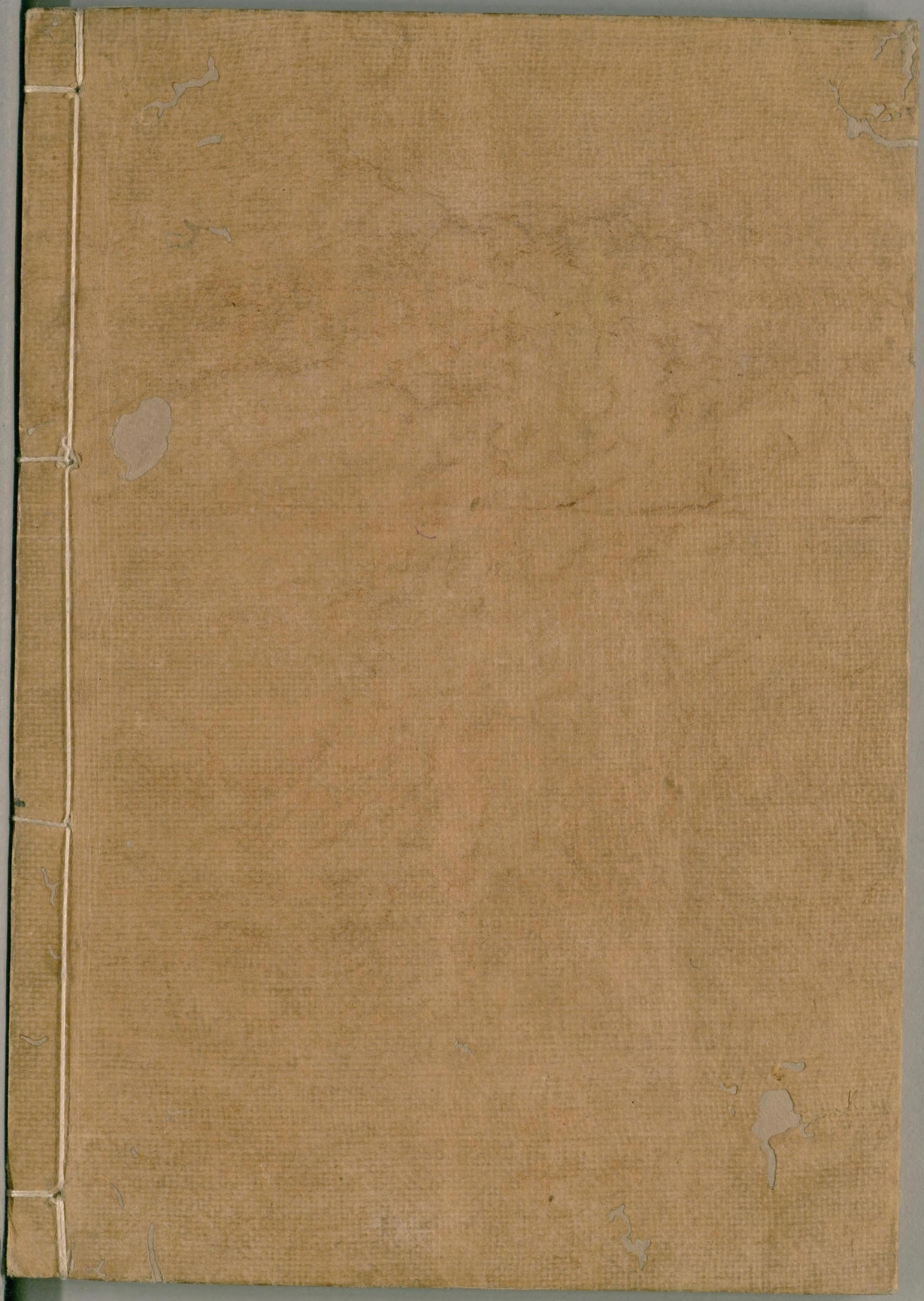

国立国会図書館　　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87

ガラス使用